

島根労働局発表
平成24年6月28日

担 当	島根労働局雇用均等室
	室長 井上礼子 室長補佐 津森美紀
	TEL 0852-31-1161

子育てサポート企業を2社認定しました

一次世代法に基づく認定

島根労働局（局長 佐藤弘実）は、次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく基準適合事業主として、次の企業を新たに認定しました。

4社目：株式会社テクノプロジェクト(松江市)

5社目：株式会社山陰合同銀行(松江市)

4社目の株式会社テクノプロジェクトは、県内初めての情報通信業の認定事業主です。

5社目の株式会社山陰合同銀行は、県内初めての301人以上規模の認定事業主です。

平成17年4月に施行された次世代法では、従業員が仕事と子育てを両立させることができるような雇用環境の整備などを行い、一定の要件を満たす場合、事業主は都道府県労働局長に申請し、「子育てサポート企業」として認定を受けることができることとなっています。

認定を受けた事業主は、次世代認定マーク「くるみん」を広告や商品、求人広告などに表示することができ、これにより「次世代育成支援対策に取り組んでいる企業」であることをアピールできます。

また、平成23年度から認定事業主のための税制優遇制度が設けられています。



次世代法に基づく認定マーク「くるみん」

【株式会社テクノプロジェクトの取組内容】

- 1 行動計画期間 平成21年7月1日～平成23年6月30日
- 2 行動計画の概要
 - 目標1 育児休業の取得促進を図り、計画期間内に「女性社員は90%以上」「男性の取得者を目指す」とする。
 - 目標2 育児休業者の職場復帰支援として、職場復帰前の面談等を実施する。
 - 目標3 仕事と家庭の両立のため利用できる「ファミリーサポート休暇」と年次有給休暇の取得促進を行う。
- 3 認定基準の主な達成状況
 - 計画期間内に取得要件を満たした女性社員全員が育児休業を取得。男性社員1名が育児休業を取得。
 - 育児休業者に対して、職場復帰前に所属長等が面談を実施。妊娠・出産、育児に関して利用できる会社の制度等をまとめた資料を作成、全社員に配付。妊娠・出産予定者や、育児休業取得者に対する心構えについて、管理職に配付。
 - 子どもの学校行事や親族の冠婚葬祭時等に利用できる1年間5日間のファミリーサポート休暇(有給休暇)を創設。

【株式会社山陰合同銀行の取組内容】

- 1 行動計画期間 平成22年4月1日～平成24年4月15日
- 2 行動計画の概要
 - 目標1 年次有給休暇の取得促進のための啓発を実施
 - 目標2 育児休業取得者に対する懇談会等の実施
 - 目標3 男性の育児休業取得促進に向けた環境整備
- 3 認定基準の主な達成状況
 - 計画的な有給休暇の取得促進に向けて、管理職をはじめ全従業員に意識啓発を実施。周知を徹底した。
 - 育児休業者や育児休業取得者が情報交換できる懇談会を実施。また、妊娠・出産、育児のために利用できる制度等や出産者がでた際の上司の心構えや留意点などについてまとめた物を、それぞれ対象者と管理職に配付。更に、人事部に専門スタッフを配置し出産者や育児休業者及び管理職に対するフォローを実施。
 - 男性の育児休業取得に関する啓発を実施。男性労働者1名が育児休業を取得。

【参考】

1 次世代法に基づく認定制度とは

次世代法に基づき、事業主は、労働者が仕事と子育てを両立させることができるような雇用環境の整備や、地域の子育て支援等を実施するための「一般事業主行動計画」を策定し、都道府県労働局長に届け出ることとされています（労働者 100 人以下の事業主は努力義務）。策定した行動計画を実施し、計画に定めた目標を達成したことなど一定の要件を満たす場合には、申請により都道府県労働局長の認定を受けることができます。認定を受けた事業主は、認定マーク（愛称「くるみん」）を広告、商品などに表示することができ、認定を受けた企業であることを対外的にアピールすることで、企業のイメージアップや優秀な人材の確保などが期待できます。

《次世代法に基づく認定企業一覧(島根労働局管内)》

株式会社長岡塗装店（松江市）	平成 19、21、23 年（3 回認定）
社会医療法人仁寿会（邑智郡川本町）	平成 21 年認定
松江土建株式会社（松江市）	平成 23 年認定

2 認定事業主に対する税制優遇制度「くるみん税制」の概要

次世代法に基づく認定を受け、「くるみん」マークを取得した事業主に対する税制優遇制度（取得・新築・増改築した建物等についての割増償却制度）があります。

【概要】

「くるみん」を取得した企業は、認定を受ける対象となった一般事業主行動計画の計画期間開始の日から認定を受けた日を含む事業年度終了の日までの期間内に取得・新築・増改築をした建物等について、認定を受けた日を含む事業年度において、普通償却限度額 32%の割増償却ができます。

【事業主の要件】

- 青色申告書を提出する事業主であること
- 平成 23 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの期間内に始まるいずれかの事業年度において、次世代法に基づく認定を受けること

資料「子育てサポート企業に対する税制優遇制度が創設されました」

(URL:<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/dl/jisedaihou.pdf> でご確認ください)



ポジティブ・アクション普及促進のためのシンボルマーク「きらら」